

広島県第九百二十三号

令和六年十月九日に専決処分をした予算は、次のとおりである。

令和六年十月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和6年度広島県一般会計補正予算(第3号)

令和6年度広島県一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,880,460千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,105,407,569千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年10月9日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		109,527,870	1,880,460	111,408,330
	3 委託金	2,194,831	1,880,460	4,075,291
歳 入	合 計	1,103,527,109	1,880,460	1,105,407,569

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		59,790,176	1,880,460	61,670,636
	5 選挙費	47,907	1,880,460	1,928,367
歳 出	合 計	1,103,527,109	1,880,460	1,105,407,569